

児島ジーンズストリート協同組合への加入と出店規約

児島ジーンズストリート協同組合（以下「組合」と略称する。）では、「国産ジーンズ発祥の地児島」という地域産業の特性を活かし、空き店舗にジーンズ関連商品等を中心とした小売店、飲食店等を誘致することで、来街者の増加を図る児島ジーンズストリート推進協議会の趣旨に連動し、組合員の相互扶助や共同事業を行い、また組合員の自主的な経済活動を推進し、かつその経済的地位の向上を図っていくことを目的としています。現在、組合では児島ジーンズストリートのさらなる発展と街づくりを推進していくためにさまざまな取り組みをおこなっています。そこで、全ての出店者がその役割を公平に負担していただくため下記の諸条件を規定しています。

第1条（目的）

この児島ジーンズストリート（協同組合）出店規約（以下「本規約」と略称する。）は、児島ジーンズストリートに出店された方が、さまざまな組合活動により得られる恩恵および責務を公平に負担することを目的とする。

第2条（条件）

本規約の出店条件は、出店決定後は、直ちに組合に加入し、組合が行う諸々な事業に参加・協力をする。定期的に開催される会議並びに研修会等には、支障の無い限り必ず出席する。出店後は、定休日を除き毎日店を開ける様、最大限の努力をする。

第3条（組合への加入申込）

児島ジーンズストリート（味野商店街）の出店（決定）をもって組合への加入申し込みをする。

第4条（費用）

組合加入時に出資金 10,000 円（退会時に返却）、およびホームページ掲載費用 15,000 円を支払う。
2 毎月 2,000 円（毎年3月に1年分前納支払、途中入会は入会時に2月分までを前納する）の会費を支払う。

第5条（駐車場の確保）

児島ジーンズストリート専用駐車場の確保については、その費用（毎月）を出店者で平等に負担するものとする。また、各店舗に於いて市営駐車場利用客への駐車場料金の補助（3,000 円以上購入時に駐車補助券 100 円支給）を実施する。

第6条（協議）

本規約に規定がない事項及び本規則の各条項について疑義が生じた場合、出店者及び組合は誠意をもって協議し、解決するものとする。

附 則

1. この出店規約は、平成25年 6月 1日から施行する。